

	令和3年度までに 貸与決定を受けた者	令和4年度以降に 貸与決定を受けた者
返還債務を猶予・ 免除する勤務先 (川崎市内に限る) (※)	①医療法第1条の5に規定する病 院又は診療所 (本市が開設する診療所を除く。) ②下表に記載の社会福祉施設等	①健康保険法第63条第3項各号に 規定する病院又は診療所 (保険医療機関等) ②下表に記載の社会福祉施設等
返還債務免除に要する 看護業務の従事期間	貸与期間に相当する期間	貸与期間に相当する期間に1年を 加算した期間

(※) 助産所、川崎市の保健所及び保健所支所は対象外となります。

#### 返還債務を猶予・免除する社会福祉施設等

母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター
児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
健康保険法第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所
介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所
介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所
老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
生活保護法第38条第1項に規定する保護施設
その他市長が認める施設(健診専門施設、献血ルーム等)